

保育施設等利用のてびき

※ 保育施設等…公立保育所、私立保育園、認定こども園、
地域型保育(事業所内保育、小規模保育)、私立幼稚園
※ 記載内容について、変更があった際は適宜更新しています。

(令和8年度版)

春日部市

目 次

◎ 保育施設等の利用申請	1
1 保育施設等の利用を希望するみなさまへ	1
2 認定区分とは	2
3 保育を必要とする事由（申請事由）について	4
4 申請前の確認事項について	5
5 申請に必要な書類について	9
6 市外保育施設等の申請について	10
7 利用調整（選考）について	12
◎ 利用者負担額（保育料）及び副食費	14
1 保育料の算定及び副食費免除の判定について	14
2 保育認定（2号・3号認定）の保育料について	15
3 教育認定（1号認定）の保育料について	17
4 幼児教育・保育の無償化について	17
5 給食費について（3～5歳児）	18
◎ その他	19
1 入所後の注意事項について	19
2 マイナンバーの利用について	22
3 保育施設等一覧（令和8年度）	23
4 幼稚園一覧（令和8年度）	28
5 記入例（教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳））	30
6 病児保育事業について	32
7 一時預かり事業について	35

このてびきでは、公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育の申請手続きや必要書類等について記載しています。申請の際の参考にしてください。
また、入所後の手続きについても記載していますので、入所した後もご確認ください。

◎ 保育施設等の利用申請

1 保育施設等の利用を希望するみなさまへ

小学校就学前のこどもを預ける認可施設や事業には、公立保育所、私立保育園、認定こども園のほか、地域型保育、幼稚園があります。ご家庭の状況に応じて利用する施設等を検討してください。検討にあたっては、本ページ下段「保育施設等の種類と特徴」及びP.2上段「検討から申請までの流れ」を参考にしてください。

このうち、市では公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育利用）及び地域型保育の申請を受け付けています。申請にあたっては、P.4「3 保育を必要とする事由（申請事由）について」やP.5～P.8「4 申請前の確認事項について」を参考にしてください。

なお、認定こども園（幼稚園利用）及び幼稚園については、各施設へ直接お問い合わせください。

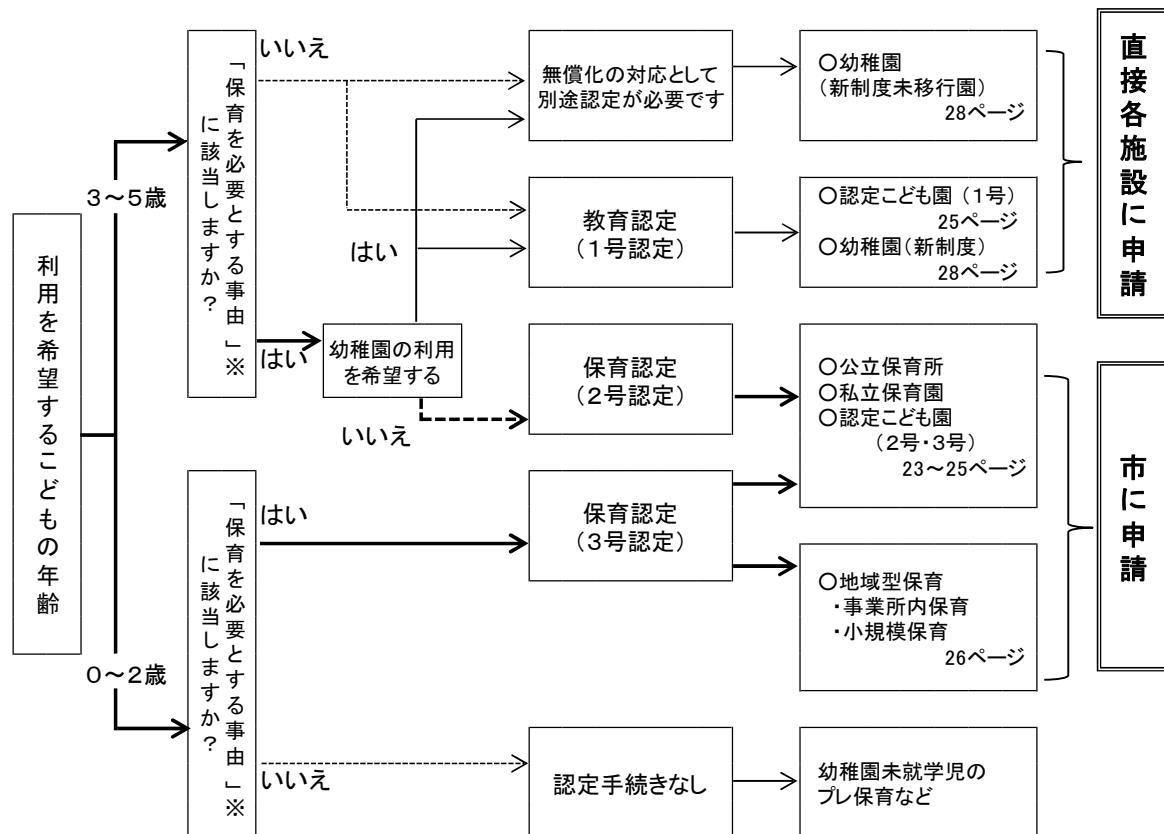
【保育施設等の種類と特徴】

種類	特徴	認定区分※1	ページ
公立保育所 私立保育園	保護者の就労などにより、保育を必要とするこどもを預かる施設です	保育認定(2号・3号認定)	23 24
認定こども園	教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です	教育認定(1号認定) 保育認定(2号・3号認定)	25
地域型 保育	事業所内 保育	従業員のこどもと地域のこどもを、事業所に設置された専用スペースで預かります	保育認定(3号認定)
	小規模 保育	0歳から3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です	
幼稚園(新制度)※2	遊びや体験を通じて小学校以降の生活や学習の基盤を育成する施設です	教育認定(1号認定)	28

※1 認定区分については、次ページで説明しています。

※2 新制度に移行していない幼稚園の場合、「教育認定」を受ける必要はありません。ただし、無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

【検討から申請までの流れ】



※ 保育を必要とする事由（申請事由）については、P. 4で説明しています。

2 認定区分とは

教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定までの3つの区分があります。

保育施設等の利用を希望する保護者の方は、教育・保育給付認定を受ける必要があり、3つの区分に応じて、利用できる施設や保育必要量（通常保育を受けられる時間）等が決定されます。

【認定区分の種類等】

認定区分	対象年齢	利用できる施設等	保育必要量（保育時間）
教育認定 (1号認定)	3歳以上 (3歳の誕生日の前日以降)	認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園（新制度）	教育標準時間
保育認定 (2号認定)		公立保育所 私立保育園 認定こども園（保育利用）	保育標準時間 又は 保育短時間
保育認定 (3号認定)	0~2歳 (3歳の誕生日の前々日まで)	公立保育所 私立保育園 認定こども園（保育利用） 地域型保育	

【保育必要量（保育時間）について】

保育必要量（保育時間）とは、通常保育を受けられる時間のことで、保護者の就労時間等の基準によって異なります。

保育認定（2号・3号）の場合、この保育必要量によって、さらに2つに区分されます。原則、認定を受けた保育必要量（保育時間）の範囲内で通常保育を利用することができます。

- ※ 通常保育時間内での送迎が困難な場合等、やむを得ない場合に限り、延長保育を利用することができます。利用を希望する場合は、事前に保育施設にご相談ください。
- ※ 通常保育の開始・終了時間は保育施設等ごとに異なります。（P. 23～26 参照）
- ※ 仕事がお休みのとき等は、家庭保育のご協力をお願いします。

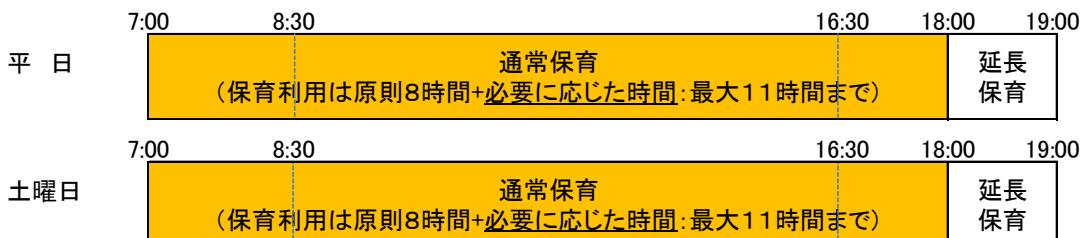
【保育の必要量に応じた区分】

区分	就労時間等の基準
保育標準時間	主にフルタイムの就労（月120時間以上）
保育短時間	主にパートタイムの就労（月64時間以上 120時間未満）

- ※ 就労時間の最低基準は、通勤時間と休憩時間を含まない月64時間です。
- ※ 本市においては、送迎時間や就労の時間帯などの実態を鑑み、就労時間は短時間認定（月64時間以上）であっても、通勤時間を合算した時間で標準時間認定（月120時間以上）になる場合は短時間認定ではなく、標準時間認定としています。

例：公立保育所における保育必要量（保育時間）のイメージ図

○保育標準時間



○保育短時間



- ※ 延長保育を利用する場合は、各施設へご確認ください。

- ※ 上図は公立保育所の例です。その他の施設については、各施設へご確認ください。

3 保育を必要とする事由（申請事由）について

保育認定（2号・3号）を受けるには、保護者（父母等）が次のいずれかの事由に該当し、保育が必要な状況を常態とすることが前提となります。

該当する事由によって、保育必要量、認定期間や必要書類等が異なりますので、以下の「保育を必要とする事由（申請事由）一覧」及び次ページ「注意事項」をご確認ください。

【保育を必要とする事由（申請事由）一覧】

保育を必要とする事由（申請事由）	保育必要量	認定期間 (利用可能期間)	必要書類、手続きなど
就労	週4日以上かつ1日4時間以上の労働を常態とする場合 (月120時間以上の就労)	標準時間	就労証明書 (2か月以内のもの) ※自営の場合は、下記のいずれかを添付してください。 <input type="checkbox"/> 開業届の写し <input type="checkbox"/> 確定申告の写し <input type="checkbox"/> 営業許可書の写し <input type="checkbox"/> 受注表等営業していることがわかる書類
	週4日以上かつ1日4時間以上の労働を常態とする場合 (月64時間以上120時間未満の就労)	短時間	
育児休業中	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合	短時間	生まれた子が2歳に達する年度の末日まで (年度終了後の5/10までに職場復帰した場合は延長) 就労証明書 (育児休業中の旨の記載があるもの)
求職活動	求職活動中又は求職活動予定である場合 就労内定中である場合	短時間	3か月間 (就労開始し、証明書を提出すれば就学前まで延長) 就労証明書 (就労開始後速やかに提出)
妊娠・出産	出産前後の期間にあたる場合	標準時間	出産予定日を基準とし、産前6週が始まる月から産後8週を迎える日の月末まで 母子健康手帳の写し (表紙、分娩予定日の記載部分)
就学・職業訓練 ※原則、通信教育は除く	在学中又は在学予定の場合	就学時間による	卒業日の月末まで 学校の在籍証明書、授業の時間割表(授業時間と日程が確認できるもの)
疾病・障がい	家庭での保育ができない場合	必要な時間による (就労に準拠)	小学校就学前まで (保育の必要性が消滅した場合はその月末まで) 医師の診断書(家庭保育ができない旨の記載があり、3か月以内のもの)、心身障がいにかかる各種手帳の写し(氏名、等級が確認できる部分)
同居親族の介護・看護	こどもの家庭にいる親族を常時介護・看護する場合	介護等の時間による	同上 医師の診断書(常時介護・看護が必要な旨の記載があり、3か月以内のもの)、介護・看護スケジュール(1日の流れが確認できるもの)
災害復旧	家屋の復旧にあたる場合	標準時間	同上 り災証明書等

※ 提出書類やその内容について、入所施設へ提供することができます。

【注意事項】

- ① 保護者がこどもを保育できる場合は、保育認定（2号・3号）を受けられません。
- ② 同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するこどもがいる場合は、原則として、申請はできません。
(例) 就学前のきょうだい2人のうち、1人を祖父母等が保育する場合、もう1人の申請はできません。
- ③ 認定された後で事由がなくなった場合は、認定取り消し（退所）となります。
- ④ 月に1度も登園がない場合は、保育の必要性がないとみなし、退所となる場合があります。
- ⑤ 認定期間中は、保育が必要な状況を常態とする（＝常に満たす）必要があります。
(例) 申請事由が「就労」であっても、月の就労時間が64時間を超える月と超えない月がある場合、保育が必要な状況を常態としているとは言えず、保育認定は受けられません。
- ⑥ 就労事由で申請をする場合は、入所希望月1日時点で雇用契約期間内であるか、雇用契約期間満了後の更新予定が有の就労証明書が必要となります。（就労内定を除く）
- ⑦ ご提出いただく就労証明書は、放課後児童クラブの入室手続きと兼用が可能です。

4 申請前の確認事項について

【申請の条件等（共通）】

- 春日部市に居住している、もしくは転入予定^{*1}であること

※1 転入予定者は、入所予定月の前月末までに転入手続き（春日部市への住民登録）を済ませてください。

- 入所する初日に、希望施設等が指定する年齢（月齢）^{*2}に達していること

※2 施設等ごとの受入可能年齢（月齢）は、P.23～26を確認してください。

- 保護者（父母等）が「保育を必要とする事由（申請事由）（P.4）」に該当すること

- 保育料等の滞納がないこと

※ 過去の分（きょうだいの分も含む）の保育料等の滞納がある場合、入所できない場合があります。

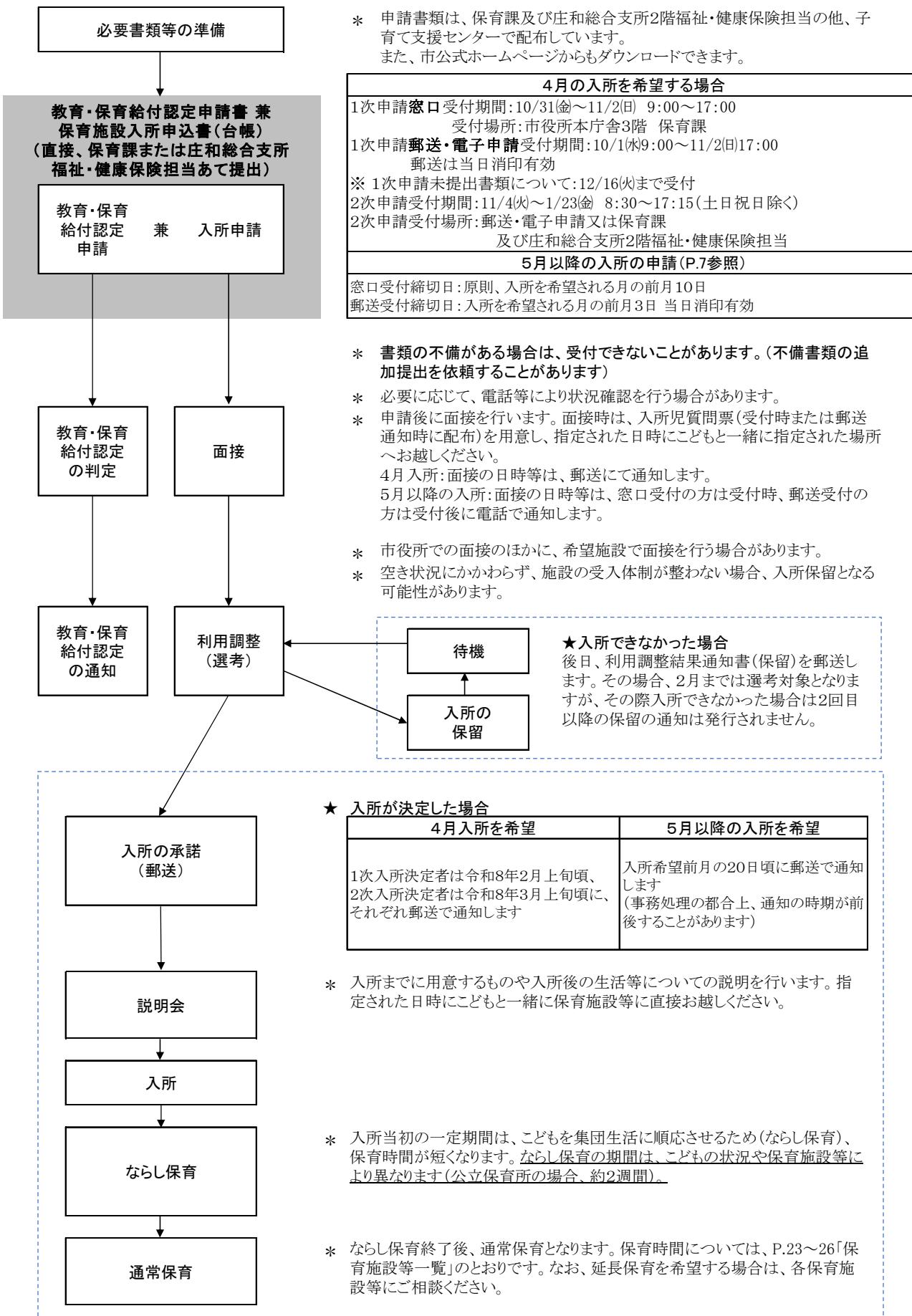
【申請時の年齢別クラスの確認（令和8年度の年齢別クラス表）】

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児*	令和7年4月2日～
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

※ 0歳児クラスは、保育施設等によって受け入れ可能な月齢が異なります。施設等ごとの受入可能年齢（月齢）は、P.23～26を確認してください。

【申請から入所までの流れ（標準）】

《申請から入所（園）までの流れ》



【申請受付期間】※3月の入所選考は実施していません。

入所希望月	受付開始日	郵送受付締切日	受付締切日	入所面接日
4月(1次)				
4月(2次)				
5月	令和8年3月11日(水)	入所希望月の 前月3日 (当日消印有効)	令和8年4月10日(金)	令和8年4月13日(月)
6月	令和8年4月13日(月)		令和8年5月11日(月)	令和8年5月12日(火)
7月	令和8年5月12日(火)		令和8年6月10日(水)	令和8年6月11日(木)
8月	令和8年6月11日(木)		令和8年7月10日(金)	令和8年7月13日(月)
9月	令和8年7月13日(月)		令和8年8月10日(月)	令和8年8月12日(水)
10月	令和8年8月12日(水)		令和8年9月10日(木)	令和8年9月11日(金)
11月	令和8年9月11日(金)		令和8年10月13日(火)	令和8年10月14日(水)
12月	令和8年10月14日(水)		令和8年11月10日(火)	令和8年11月11日(水)
1月	令和8年11月11日(水)		令和8年12月10日(木)	令和8年12月11日(金)
2月	令和8年12月11日(金)		令和9年1月12日(火)	令和9年1月13日(水)

※「国民の祝日に関する法律」の改正等により祝日に変更等が生じた場合、受付期間が前後することがあります。

【郵送での申請書の提出について】

郵送で申請する場合、締切日は入所希望月の前月3日（当日消印有効）です。締切日以降の申請については、翌月選考の対象となります。

郵便事故等による責任は負いかねますので、不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。

郵送先

〒344-8577 (所在地不要)

春日部市役所 こども未来部保育課 入所申請担当

【ぴったりサービスによる電子申請について】

本市では、マイナポータルを活用した「ぴったりサービス」による電子申請が可能です。

電子申請に必要なもの

- 対応するスマートフォン・パソコン*
 - マイナンバーカード
 - 暗証番号（利用者証明用電子証明書：数字4桁）
 - 暗証番号（署名用電子証明書：半角の6文字から16文字英数字が混在）
- （注意）暗証番号はマイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に設定したもの。

*動作環境や対応機種についてはマイナポータルのウェブサイトをご参照ください。

【各施設等の見学・空き状況について】

- 保育施設等を見学する際は予約が必要です。事前に各施設等へ連絡してください。
(保育施設等一覧・案内図 : P. 23~27)
- 公立保育所では毎月、入所中のこどもと一緒に遊ぶことができる「地域交流会」を開催しています(状況により中止となる場合があります)。
- 私立保育園・認定こども園・地域型保育では、それぞれ教育・保育方針が異なります。制服やバッグ等、実費徴収がある場合もありますので、各施設等にご確認ください。
- 認定こども園、地域型保育の入所を希望する場合は、見学及びこどもの面接が必要です。
- 月に1度、市公式ホームページで各施設等の空き状況を更新しています。申請の際の参考にしてください。最新の状況については保育課あてお問い合わせください。
- 申請を受け付けた後は、月に1度の利用調整(選考)によって、その都度保育の必要性の高いこどもから入所が決まります。申請の先着順ではありません。

【求職活動中・就労内定中の方】

- 申請の条件:原則として、入所月の翌々月10日までに就労^{※1}すること
- 手続き:就労後、入所月の翌々月10日までに就労証明書^{※2}を提出
※1 週4日以上かつ1日4時間以上(月64時間以上)の勤務が必須です。
※2 証明書が提出できない場合は、保育の必要性が確認できないため、退所となります。

【育児休業中の方】

- 申請の条件:同じ職場へ、入所月の翌月10日までに復帰^{※1}すること
- 手続き:職場へ復帰後、入所月の翌月25日までに育児休業終了証明書^{※2}を提出
※1 週4日以上かつ1日4時間以上(月64時間以上)の勤務が必須です。
※2 証明書が提出できない場合は、保育の必要性が確認できないため、退所となります。
※3 違う職場に復帰した場合、虚偽の申請とみなし退所となります。

【転所について】

- 転所は毎年4月(年度当初)にのみ実施しており、年度途中には実施していません。毎年10月頃の翌年度継続確認の際に、転所希望の有無を確認します。
※認定こども園(保育利用、2号・3号認定)及び地域型保育への転所を希望する場合は、希望される保育施設の見学及び面接が必要です。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- 転所希望者は、他の新規利用申請者と合わせて、再度入所選考を実施します。そのため、必ずしも転所できるとは限りません。なお、転所が決定した場合は、元の保育施設等には戻れませんのでご注意ください。選考の結果、転所できなかつた場合は、現在利用中の施設で継続となります。
※決定となった施設で、説明会やならし保育等がありますので、就労などの時間を調整してください(公立保育所の場合、約2週間)。

5 申請に必要な書類について

【必須書類（共通）】申請する全ての人が必要な書類です。

- 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳）（入所申請対象児童1人につき1枚。記入例P.30、31）
- 入所に係る確認書
- 保育を必要とする事由（申請事由）が確認できる書類（詳細はP.4「保育を必要とする事由（申請事由）一覧」をご確認ください）
- 提出書類等チェックシート

【その他の書類】

それぞれの要件に該当する方のみ、必要な書類です。

要件	提出書類(備考)
春日部市に転入予定	転入に係る誓約書 ※転入後の状況によって、添付書類が必要になる場合があります 詳細は「転入に係る誓約書」を確認してください 入所申請対象児童の本人確認書類の写し ※氏名・生年月日・性別がわかるもの（健康保険証・母子健康手帳など）
ひとり親世帯 ※右記のいずれか	戸籍謄本 （親子関係が確認できるもの） 離婚届の受理証明書
離婚調停中	申し立てた裁判所で発行する事件係属証明書
里親の方	里親措置決定通知書の写し
生活保護受給者	受給証の写し （氏名、受給開始日が確認できる部分）
入所申請対象児童が障がいを有している 在宅障がい者がいる	心身障がいにかかる各種手帳の写し (氏名、等級が確認できる部分)
入所申請対象児童を市外認可保育施設に預けていたが、入所月の前月末をもつて退所する	入所月の前月末をもって退所することがわかる退所届の写し等
入所申請対象児童を3か月以上継続して、認可外保育施設に週4日以上かつ1日4時間以上で預けている	保育施設等利用証明書
外国籍の方	在留カードの写し （世帯全員分、両面）

【注意事項】

- ① 一度提出された書類は返却できません（コピーのお渡しもできません）。
- ② 個人での書類の作成や訂正等の虚偽申請、証明書の不正入手等が判明した場合は、判明した月の末日をもって退所となり、以後の保育施設等への入所ができない場合があります。
- ③ 同居人（内縁の妻、夫等）がいる場合は、その方に関する書類が必要になる場合があります。必ず保育課へご連絡ください。
- ④ 上記のほか、必要に応じ追加書類を提出いただく場合があります。

6 市外保育施設等の申請について

令和8年4月入所の申請については、別紙案内「市外保育施設等の令和8年度4月入所の申請について」を確認してください。

【例月入所（令和8年5月～令和9年2月入所希望）について】

●市外にお住まいの方が春日部市内の保育施設等の申請をする場合●

申請受付先	お住まいの市区町村の保育担当課 (入所希望月の前月末日までに転入予定の方は、春日部市保育課に直接申請することもできます。申請に必要な書類は、P.9 を参照してください)		
申請受付期限	入所希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）※1		
申請書類	すべての方	ア お住まいの市区町村で指定された申請書類一式 (お住まいの市区町村で受付可能であれば、春日部市の様式でも申請できます) イ P.9「その他の書類」の要件に該当する方のみ、各要件に対応する書類 ウ こどもの健康状態がわかる書類（春日部市様式の「入所児質問票」等）※2	
	春日部市に 転入予定が ある方	エ 転入に係る誓約書 オ 春日部市に転入することが確認できる書類（賃貸契約書、売買契約書の写し等）※3 ※4	

ウ、エについては保育課窓口で配布しています。また、春日部市ホームページからダウンロードできます。

※1 上記期限までに、お住まいの市区町村に提出した書類を春日部市保育課が受領している必要があります。当該市区町村が事務処理に要する期間もありますので、書類の提出期限等の詳細は当該市区町村に確認してください。

※2 申請後、入所面接を受けていただく場合があります。

※3 春日部市に転入予定がある場合、選考結果にかかわらず入所希望月の前月末日までに春日部市へ住民票を異動し、春日部市保育課にて本申請（春日部市民としての入所申請手続き）を行ってください。期日までに手続きを行わなかった場合、利用の決定および入所申請が取り消しとなります。

※4 すでに春日部市にお住まいの方（祖父母等）と同居する場合は、契約書等の提出は不要ですが、「転入に係る誓約書」の「同居予定申立欄」に同居予定の親族の方の署名が必要です。

●春日部市にお住まいの方が市外の保育施設等の申請をする場合●

申請受付先	春日部市役所保育課 ^{※1}
申請受付期限	利用を希望する保育施設等が所在する市区町村が定める申請期限の <u>1週間前まで</u>
申請書類	申請先市区町村の指定する必要書類 ^{※2 ※3}

※1 申請受付先は春日部市ですが、転出予定がある場合、希望先の市区町村に直接申請できる場合があります。

※2 原則、申請書類は春日部市の様式を使用していただきますが、希望先の市区町村によっては、当該市区町村の様式を使用することを求められる場合があります。その場合は、当該市区町村の様式を使用し、春日部市へ書類を提出してください。

※3 希望先の市区町村により、申請締切日や必要書類、選考基準が異なりますので、事前に確認してください。

【注意事項】

- ① 市外の住民として市内保育施設に入所した場合、承諾期間は最大で「入所年度の末日まで」です。
- ② 次年度も継続して利用を希望する場合、改めて申請が必要です（選考結果によって、継続できない場合があります）。
- ③ 市外にお住まい（春日部市以外に住民票がある）の方は、ぴったりサービスによる電子申請は利用できません。

7 利用調整（選考）について

申請を受け付けた後、利用調整（選考）により入所の可否を決定します。提出書類の内容を確認し、「保育施設等利用調整基準」の合計指数の高いこどもから、入所が決まります。なお、指數が同一だった場合は、家庭状況等により優先順位が決まります。

【保育施設等利用調整基準】

基本指數

No.	細目		指數
1	就労	就労	指數は就労時間の月間合計時間に0.1を乗じて得た値が指數となる (小数点第2位以下は切り捨て)
		形態	雇用主が配偶者・保護者の父母・親戚・知人の場合 常勤
2	死別・離婚・未婚・行方不明・拘禁等		18
	離婚調停中		16
3	出産 疾病 障がい	出産	産前6週、産後8週
		疾病	入院・當時病臥
			特定疾患医療受給者証（重症患者認定）
		障がい	身体障害者手帳1、2級
			身体障害者手帳3級
			療育手帳Ⓐ、A
			精神障害者保健福祉手帳1、2級
			精神障害者保健福祉手帳3級
		上記以外	
4	介護 看護	居住内	身体障害者手帳1、2級
			身体障害者手帳3級
			療育手帳Ⓐ、A
			精神障害者保健福祉手帳1、2級
			精神障害者保健福祉手帳3級
			要介護認定3～5
			特定疾患医療受給者証（重症患者認定）
			上記以外で特に介護が必要と認める場合
5	火災・災害等による家屋の復旧		
6	求職 活動	就労予定（内定）	指數は「No.1就労」を準用し5減じて得た値（就労証明書の提出要）
		求職活動	求職活動や起業準備のため日中外出を常態
7	就学 職業訓練 等	通学の場合	指數は「No.1就労」を準用し2減じて得た値
		在宅の場合（オンラインで特定時間に受講する場合のみ）	指數は「No.1就労」を準用し3減じて得た値
8	その他	市が保育を必要と認める場合	
			16

(注1) 複数の事由に該当する場合は、そのうち指數の高いもの一つを採用します。

(注2) 就労時間には休憩時間を含みます。時短勤務等の場合は所定就労時間ではなく、実際の就労時間で指數を決定します。

(注3) 入所希望月1日時点で雇用が切れている場合、就労証明書の「1.4（雇用契約）満了後の更新予定の有無」欄に「有」

または「有（予定）」と証明された場合は就労、「無」・「未定」または無記入の場合は、求職活動として指數を決定します。

(注4) 月間の就労時間と就労実績の乖離が大きい場合は、就労実績で指數を決定する場合があります。

調整指数

No.	細目		指数	
1	家庭の状況	ひとり親家庭等の場合	11	
		父母のひとりが単身・海外赴任、長期入院等により3か月以上不在の場合	4	
		保護者の父母が、高齢、就業、病気等（不存在を含む）により保育にあたれない理由がある場合	1	
		児童虐待のおそれがあると認められる場合・配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合（いずれも公的機関等の発行する資料や証明書がある場合）	100	
2	障がい	入所申請対象児童と同居且つ生計同一である者が障がいを有しており、家庭保育が困難な場合（診断書又は手帳の写し添付要）	2	
		入所申請対象児童が障がいを有しており、且つ集団保育が可能な場合（診断書又は手帳の写し添付要）	4	
3	世帯に加算または減算	兄弟姉妹が既に入所している場合（注1）	4	
		兄弟姉妹が同時に申請をしている場合	2	
		多胎児（双生児等）が同時に申請をしている場合	1	
		同居しているこどもが3人以上いる場合（義務教育課程まで）※4人目以降1人につき1点加算	1	
4	現在の保育状況	転所	3	
		入所申請対象児童を市外認可保育施設に預けていたが、入所月の前月末をもって退所する場合（退所することがわかる退所届の写し等の添付要）（注2）（注3）	2	
		入所申請対象児童を3か月以上継続して、認可外保育施設に週4日以上かつ1日4時間以上で預けている場合（保育施設等利用証明書等の添付要）（注2）	1	
		2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合（市内保育施設のみ該当）（注1）	地域型保育以外を卒園	5
			地域型保育以外を卒園し、同系列の保育施設を希望（注4）	16
			地域型保育を卒園	13
5	その他	市内の認可保育施設、認定こども園又は幼稚園等で、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として勤務している（採用予定を含む） ※対象となる施設には、認可外保育施設を含みます	月120時間以上の就労	7
			月64時間以上 120時間未満の就労	3
		市外の上記施設に同条件で勤務（採用予定を含む）	月64時間以上の就労	2
		証明書未提出世帯		-5
		保育施設等の内定を断った場合		-10
		保育料等を1か月以上滞納している場合		-100

(注1) 指数の高いものを採用するため、重複加算は行いません。

(注2) 申請時に求職中、入所申請対象児童の育児休業を取得中の方は対象外です。

(注3) 保育の必要性非該当により、退所となった場合は加算しません。また、該当保育施設の管轄自治体に事実確認を行う場合があります。

(注4) 同系列の保育施設は以下の表のとおりです。

2歳児クラスまでの保育施設名	系列保育施設名
あおぞら保育園	認定こども園 春日部幼稚園
緑の森保育園	認定こども園 こども未来
森のひろば保育園	認定こども園 こども未来

◎利用者負担額（保育料）及び副食費

1 保育料の算定及び副食費免除の判定について

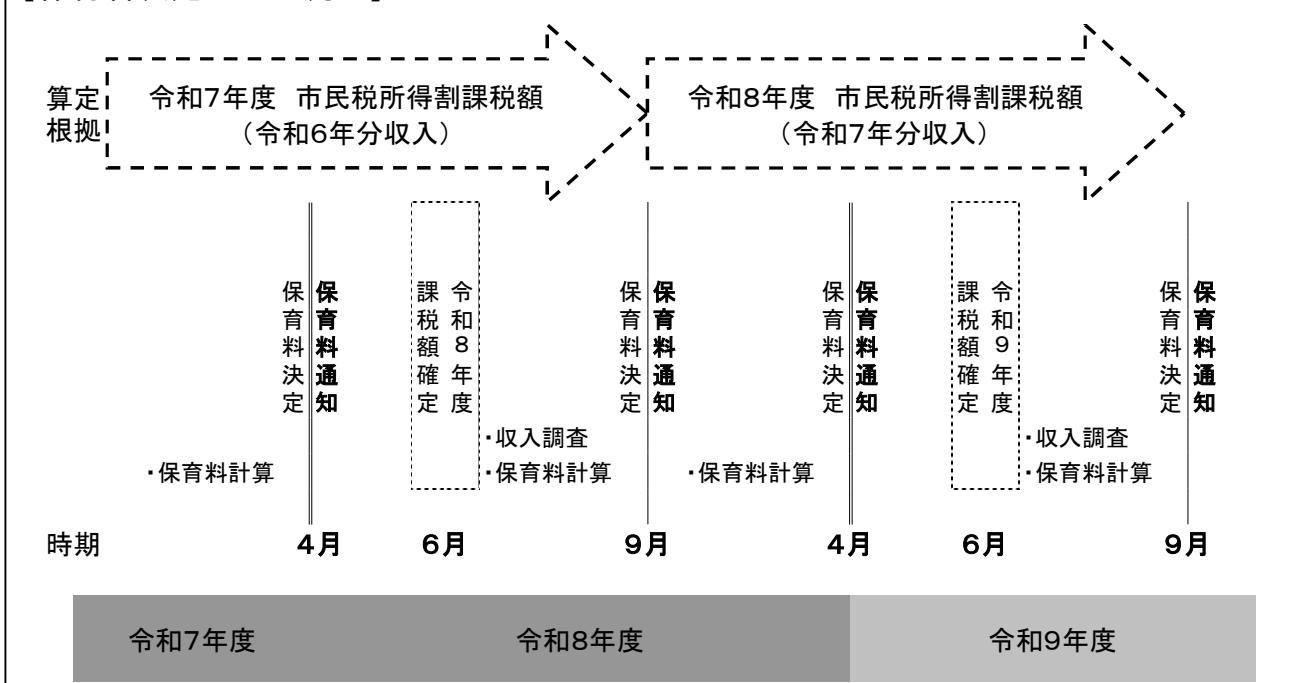
(1) 月額の保育料は、世帯の市民税所得割課税額（4～8月分の保育料は前年度、9～3月分の保育料は当該年度の課税額をもとに算定※下図参照）による階層区分と、入所した年度の4月1日時点における子どもの年齢区分により決定します。

また、世帯が別れていても同一住所に祖父母等が居住しており、父母の市民税所得割課税額・均等割課税額がともに非課税の場合は、祖父母のうち市民税の高い方の市民税所得割課税額により階層区分を決定し、保育料を算定します。

※ 配当控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・寄付金税額控除等がある場合、控除前の税額で算定します。

※ 保育料の算定には、収入の申告が必要です。1月1日時点で市内に居住している場合は春日市の市民税課で、市外に居住していた場合はその市区町村で申告をしてください。また、当該年度に海外勤務がある方は、「海外収入に係る申告書」の提出が必要です。

【保育料決定までの流れ】



(2) 副食費免除についても、(1) の保育料の算定と同様に、市民税所得割課税額をもとに判定します。

(3) 収入がなかった方や配偶者等の扶養に入っている方も、申告が必要です。申告状況が確認できない場合は、保育料は最高額の算定となります。

(4) 保育料等を期日までに納付いただけない場合は、完納している保護者との公平性の観点から、法の定めにより、給与・預貯金・生命保険・不動産等の差押えを行うことがあります。また、退所となる場合もあります。

(5) 保育料等を滞納している場合は、保育所の入所や放課後児童クラブの入室手続きに影響が生じる場合があります。

(6) 子どもが病気や負傷により長期に欠席する際は、納入期限が到来していない保育料について、あらかじめ申請をすることにより保育料等が減免となる場合があります。長期に欠席することが見込まれる場合は、事前にご相談ください。

- (7) 保育料等の日割り計算は原則行っておりません。通所の実績の有無に関わらず、入所する月の保育料等は発生しますので、予めご了承ください。
- (8) 過年度分の保育料等は、原則変更することはできません。保育料等決定後に、改めて収入の申告をした場合は、保育課へ速やかにご連絡ください。また、税額の更正や修正申告等をした場合には、申告をした月の翌月から保育料等が変更となります。
- (9) ひとり親世帯であっても、生計を一つとしていると考えられる同居人(内縁の妻、夫等)がいる場合は、原則、保育料等の算定の対象となります。世帯状況や住所等を変更する場合は、必ず保育課へご連絡ください。

2 保育認定（2号・3号認定）の保育料について

【共通事項】

保育料（利用者負担額）は、市民税所得割課税額を基準とする世帯の階層区分と、こどもが所属するクラス年齢により決定します。

【利用者負担額一覧】

(令和7年10月1日現在)

こどもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(円/月)	
階層	定義	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
第1階層	①生活保護世帯 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ③里親の世帯	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0
第3階層	均等割のみ課税世帯	11,500	0
	所得割課税額 48,600円未満	11,500	0
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 60,000円未満	17,700	0
第5階層	所得割課税額 60,000円以上 70,000円未満	21,300	0
第6階層	所得割課税額 70,000円以上 80,000円未満	25,100	0
第7階層	所得割課税額 80,000円以上 97,000円未満	28,100	0
第8階層	所得割課税額 97,000円以上110,000円未満	32,900	0
第9階層	所得割課税額110,000円以上130,000円未満	36,800	0
第10階層	所得割課税額130,000円以上169,000円未満	41,200	0
第11階層	所得割課税額169,000円以上200,000円未満	48,000	0
第12階層	所得割課税額200,000円以上301,000円未満	54,000	0
第13階層	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	60,600	0
第14階層	所得割課税額397,000円以上	69,600	0

【その他】

(1) 次の①～③に掲げる世帯で、市民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合

- ① 母子世帯又は父子世帯（ひとり親世帯）
- ② 在宅障がい児（者）のいる世帯
- ③ 生活保護法に定める要保護者等

子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（円/月）	
	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
第3階層	5,250	0
市民税所得割課税額が 48,600 円以上 77,101 円未満	5,400	0

※さらに、子どもが 2 人以上おり、第 2 子以降の子が認可保育施設、家庭的保育事業等、認定こども園（保育利用）等を利用している場合は、第 2 子以降の利用者負担額（月額）が 0 円となります。

世帯の状況（該当要件）	第 2 子以降の利用者負担額（円/月）
<input type="checkbox"/> 上記①～③の世帯 <input type="checkbox"/> 市民税所得割課税額 77,101 円未満 <input type="checkbox"/> 子どもが 2 人以上 <input type="checkbox"/> 第 2 子以降の子が認可保育施設、家庭的保育事業等、認定こども園（保育利用）等を利用	0

(2) 第 2 ～ 14 階層で、就学前の子が 2 人以上いる世帯

次の要件に該当する場合は、利用する子によって利用者負担額（月額）が変わります。

要件：2 人以上の就学前の子が、認可保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部等に入所している、あるいは企業主導型保育事業、児童デイサービスを利用している

該当する子		利用者負担額（円/月）
ア	上記施設等を利用している 1 番上の就学前の子	利用者負担額表に定める額
イ	上記施設を利用しているア以外 (上から 2 人目) の就学前の子	利用者負担額表に定める額の 1 / 2 (半額)
ウ	上記施設を利用しているア、イ以外 (上から 3 人目以降) の就学前の子	0 (無料)

(3) 上記(2)の規定にかかわらず、市民税所得割課税額が 57,700 円未満であって、同一世帯に 2 人以上の子がいる世帯のうち、第 2 子以降の子が認可保育施設、家庭的保育事業等、認定こども園（保育利用）等を利用している場合は、第 2 子の利用者負担額を半額、第 3 子以降の利用者負担額を 0 円とします。

(4) 上記(2)の規定にかかわらず、第 2 ～ 14 階層までの世帯であって、同一世帯に 3 人以上の子がいる世帯のうち、第 3 子以降の 0 歳児～ 2 歳児クラスに在籍する児童が認可保育施設、家庭的保育事業等、認定こども園（保育利用）等を利用している場合は、当該第 3 子以降の 3 歳未満児の利用者負担額は、0 円とします。

(5) 上記(2)・(3)の規定にかかわらず、第 2 階層の世帯であって、同一世帯に 2 人以上の子がいる世帯のうち、第 2 子以降の子が認可保育施設、家庭的保育事業等、認定こども園（保育利用）等を利用している場合は、第 2 子の利用者負担額を 0 円とします。

3 教育認定（1号認定）の保育料について

【共通事項】

階層区分は、市民税所得割課税額が基準となります。 (令和7年10月1日現在)

こどもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(円/月)
階層	定義	1号認定
第1階層	①生活保護世帯 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
第2階層	①市民税非課税世帯 ②均等割のみ課税世帯 ③里親の世帯	0
第3階層	市民税所得割課税額 77,101円未満	0
第4階層	市民税所得割課税額 77,101円以上 211,201円未満	0
第5階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	0

4 幼児教育・保育の無償化について

【制度のポイント】

- 3～5歳児クラスと住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのこどもが対象です
- 無償化になるのは保育料のみです（給食費・通園送迎費・行事費等は、保護者の負担です）
- 利用する施設等により、無償化される上限額が異なります
- 公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育利用）及び地域型保育を利用している方は、原則、手続きは不要です
- 詳しい内容や手続方法は、右記二次元コードを参照してください ⇒⇒⇒



【対象者と対象範囲】

利用施設等	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	
	保育の必要性ありの住民税非課税世帯	保育の必要性あり	保育の必要性なし
幼稚園 (新制度未移行園)		月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は日額 450 円、月額 11,300 円まで無償 (※))	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は対象外)
認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園（新制度）		無償 (預かり保育は日額 450 円、月額 11,300 円まで無償 (※))	無償 (預かり保育は対象外)
公立保育所 私立保育園 認定こども園（保育利用） 地域型保育	無償	無償	
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	月額 42,000 円を上限に無償	月額 37,000 円を上限に無償	対象外

※住民税非課税世帯の満3歳児は、月額16,300円まで無償となります。満3歳児とは、利用を開始する年度の4月1日時点の年齢が2歳であり、誕生日を迎えた児童のことです。3歳の誕生日の前日から無償化されますが、プレ保育は無償化の対象にはなりません。

5 給食費について（3～5歳児）

認定こども園（幼稚園利用）、幼稚園（新制度）の場合は満3歳から、保育所（園）及び認定こども園（保育利用）の場合は3歳児クラスから給食費がかかります。給食費は「主食費」と「副食費」に分かれます。

- 主食費（ごはん等）・・・「園が定めた額」です（園によって異なります）。「主食費」は、減免制度はありません。
- 副食費（おかず等）・・・「園が定めた額」ですが、下記のとおり減免制度があります。

定義	副 食 費	
	認定こども園(幼稚園利用) 幼稚園(新制度)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
市民税所得割課税額 57,700円未満	0円	0円
市民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	0円	園が定めた額 ※1
市民税所得割課税額 77,101円以上	園が定めた額	園が定めた額

市民税所得割課税額が基準となります。

※1 市民税所得割課税額77,101円未満でも次のいずれかに該当する場合は、0円となります。
【母子（父子）世帯・在宅障がい児（者）がいる世帯・生活保護法に定める要保護者等】

多 子 世 帯 へ の 軽 減		
区分	認定こども園(幼稚園利用) 幼稚園(新制度)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
条件	小学校3年生までのきょうだいの中で 3人以上が対象施設に入所する場合	小学校就学前のきょうだいの中で3人以上 が保育施設等へ入所する場合
副食費	3人目以降に該当する児童は、0円となります。	

対象施設

- ・小学校・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育・特別支援学校幼稚園部
- ・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援

◎その他

1 入所後の注意事項について

【入所を辞退する場合】

入所の決定を辞退する場合は、保育課及び入所決定している保育施設へすみやかにご連絡のうえ、辞退に係る届け出の書類を保育課へご提出ください。

入所月の1日以降に連絡や届け出をした場合は、その月は在籍扱いとなり、1か月分の保育料等をお支払いいただくこととなります。

【育児休業中に、職場復帰を理由に入所した場合】

入所月の翌月10日までに同じ職場へ復帰することが必要です。職場復帰後、入所月の翌月25日までに次の書類を保育課へご提出ください。

- 育児休業終了証明書
- 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書
- 支給認定証（交付を受けている方のみ）

※同じ職場に復帰せず、転職をした場合は、育児休業からの復帰とみなすことができないため、退所となります。

【求職活動中等の期限付きで入所した場合】

入所月の翌々月10日までに週4日以上かつ1日4時間以上（月64時間以上）の就労を開始し、次の書類を保育課へご提出ください。

- 就労証明書
- 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書
- 支給認定証（交付を受けている方のみ）

※期限までに就労しなかった場合や、週4日以上かつ1日4時間以上（月64時間以上）に満たない就労の場合は保育の必要性が確認できないため、退所となります。

※就労後3か月経過した際は、直近3か月の勤務実績が記載された就労証明書を再度提出してください。

【就労しているが勤務日数・時間が基準を下回っている場合】

就労条件を週4日以上かつ1日4時間以上（月64時間以上）に変更し、入所月の翌々月10日までに次の書類を保育課へ提出してください。

- 就労証明書
- 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書
- 支給認定証（交付を受けている方のみ）

※就労後3か月経過した際は、直近3か月の勤務実績が記載された就労証明書を再度提出してください。

【すでにこどもが入所しており、妊娠した場合】

出産（分娩）予定日の産前6週開始日を含む月の初日までは、それまでの保育を必要とする事由（申請事由）を維持する必要があります。

また、出産のために仕事を退職した場合、入所期間は産後8週最終日を含む月の末日までとなり、期間の延長はありません。

妊娠したとき

母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の記載部分）

出産したとき

教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

※里帰り出産に伴い、入所中の保育施設等を休む場合は、事前に保育課へご連絡ください。

【就労を理由とした保育所入所中に弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合】

現在入所中の子どもの入所継続期間は、最長で、生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日までとなります。

育児休業を取得したら、次の書類を保育課へ提出してください。

育児休業取得証明書

教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

支給認定証（交付を受けている方のみ）

※育児休業期間が変更となった場合は、その都度育児休業変更証明書を保育課へ提出してください。

※生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日以降も保育を希望する場合は、生まれた子どもを認可保育施設、認可外保育施設、職場託児所等に預けたうえで（施設利用証明書、領収書等で保育状況を確認します）、年度終了後の5月10日までに職場復帰をしてください。

【転職した場合】

退職先の就労証明書（退職日、退職直前の3か月の勤務実績が記載されたもの）

新しい勤務先の就労証明書

教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

【退職した場合】

入所中の子どもの入所継続期間は、退職した月の末日までとなります。

【退職し、求職活動を行う場合】

退職後1週間以内に再び就労する旨の誓約が必要となります。退職日と退職直前の3か月の勤務実績が明記された就労証明書（退職時に勤務先で必ず作成してもらうこと）を提出してください。

転職先が未定の方は、その際、再び就労する旨の誓約書を作成し、教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書とあわせて提出していただきます。退職月から起算して翌々月10日までに就労することになります。

※誓約の手続きは各保育施設では行うことができないため、保育課にて手続きしてください。

【世帯構成（姓の変更を含む）、住所等が変更になった場合】

市内で引っ越しをしたとき

□教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

世帯構成が変わったとき（同居する家族が増えた、減った等）

□教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

保護者が婚姻したとき（婚姻はしていないが、同居している場合も含む）

□配偶者（同居人）となる人の保育の必要性の事由が確認できる書類（就労証明書等）

□教育・保育給付認定申請書

□教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

保護者が離婚したとき

□離婚届の受理証明書または戸籍謄本（親子関係が確認できるもの）

□教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

【市外へ転出する場合】

住所異動をした月の末日で、退所となります。継続して入所を希望する場合は、春日部市民としての退所等届出書を提出し、新たに転出先自治体の担当課で、入所の申し込みをしてください。

【退所する場合】

原則、退所希望月の10日までに、退所等届出書を利用している保育施設等又は保育課へ必ず提出してください。

- ・各項目における期日（○○日まで等）については、その日が土日祝日であったとしても、当該期日までとなりますのでご注意ください。
- ・入所後は、「保育を必要とする」理由等の確認のため、就労証明書等を年に1回以上提出していただく必要があります。
- ・会社から提出された就労証明書や育児休業取得証明書等の記載内容が実際の勤務形態と異なる場合は、再度正しい内容のものを取り直し、提出してください。やむを得ず、訂正で対応する場合は、社印を押印してください。社印での押印がないものは、証明書として取り扱うことができませんのでご注意ください。
- ・虚偽申請や不正入手等が判明した場合は、判明した月の末日をもって退所となり、今後、保育施設等への入所ができない場合があります。
- ・上記のほか、必要に応じ追加書類を提出していただく場合があります。変更内容が反映されるのは、申請があった翌月からとなります。
- ・書類の未提出や不備等により入所要件の確認ができない場合は、入所の継続を認めることができませんのでご注意ください。

【1号認定を受けて認定こども園・幼稚園等に入園しているが、他の保育施設等を利用したい場合】

新規申込の手続きが必要となります（必要書類等についてはP.9をご覧下さい）。

【認定こども園に教育利用（1号）で在園しているが保育を必要とする事由に該当するため、保育利用（2号）申請を希望する場合】

□教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

□保育を必要とする事由の証明書類(詳しくはP.4をご覧下さい)

※認定こども園の1号認定から2号認定への変更事由に『求職活動』を適用することはできません。

届出事項の変更に係る書類は、市ホームページからもダウンロードできます。



2 マイナンバーの利用について

【マイナンバーが必要な理由】

市では、教育・保育給付認定や利用者負担額（保育料）算定において、マイナンバーを利用して自治体間で連携を行い、提出いただく書類・手続きの簡略化を進めています。

マイナンバーを利用することで、生活保護の受給証や市民税・県民税課税（非課税）証明書等の書類の提出を省略することができます。

【マイナンバーの記載が必要となる書類】

- 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳）
- 教育・保育給付認定申請書
- 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

【マイナンバーの番号確認と本人確認を行います】

マイナンバーを記載した書類を提出する場合、なりすまし等を防止するために、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。確認に必要な書類を持参してください。

【マイナンバーの確認に必要なもの】

(1) 申請者本人が申請書等を提出する場合

- 本人（申請者）の番号確認書類（通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し、マイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書）
- 本人（申請者）の本人確認書類（下記参照）

※ マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方は、番号確認と本人確認をマイナンバー（個人番号）カードのみで行うことができます。

(2) 代理人が申請書等を提出する場合

- 本人（申請者）の番号確認書類（写しでも可）
- 代理人の本人確認書類（下記参照）

【本人確認書類一覧】

顔写真つきは1点のみで可、顔写真なしの場合は2点必要です。

種別	主な本人確認書類
顔写真つき (1点で可)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 等
顔写真なし (2点必要)	<input type="checkbox"/> 健康保険日雇特例被保険者手帳 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合員証 <input type="checkbox"/> 地方公務員共済組合員証 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度加入者証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 等

※有効期限が切れている書類の場合、確認ができません。

3 保育施設等一覧（令和8年度）

市内にある各保育施設等の一覧です。施設等によって、受入年齢や保育時間が異なりますので、それぞれ一覧表でご確認ください。案内図はP.27です。

また、各施設等の情報は、今後変動することがありますので、申請時には各施設等あてご確認ください。

※0歳児は、入所希望月初日において、各施設の受入可能月齢を経過している乳児です。

※公立保育所、私立保育園、地域型保育は送迎バスがありません。

【保育施設等の休所日について】

休所日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

【公立保育所】

保護者の就労などにより、保育を必要とするこどもを預かる公立の保育施設です。

No.	名称	利用定員	所在地及び 電話番号	受入年齢	保育時間 ※1	最大保育時間 ※1
1	武里南保育所 ※2	160	大枝89番地 武里団地9街区16棟 048-735-4381	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
2	第4保育所	105	備後西1丁目13番1号 048-735-0066	0歳(満8週)～5歳		
3	第5保育所	100	藤塚428番地1 048-735-8471	0歳(満8週)～5歳		
4	第6保育所 ※3	60	牛島1276番地 048-754-5040	0歳(満8週)～5歳		
5	第7保育所	66	栄町3丁目166番地 048-754-7426	0歳(満8週)～5歳		
6	第8保育所 ※3	60	上蛭田82番地1 048-754-8349	0歳(満8週)～5歳		
7	第9保育所 ※2	120	粕壁3丁目8番1号 048-754-3521	0歳(満8週)～5歳		
8	八木崎保育所 ※2	120	粕壁5435番地1 048-797-5747	0歳(満8週)～5歳		
9	庄和第1保育所 ※2	100	西金野井256番地1 048-746-3511	0歳(満8週)～5歳		
10	庄和第2保育所	90	東中野1152番地 048-746-5221	1歳～5歳		

※1 最大保育時間が、保育利用可能時間とは限りません。利用者によって、保育利用可能時間（こどもを預けられる時間）が異なります。また、土曜日の保育利用については各園にご確認ください。

※2 指定管理者による管理運営制度を導入しており、5年ごとに指定管理団体を見なおすこととしています。よって、将来的に保育園の指定管理団体が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

- ・武里南保育所（指定管理者：株式会社コビーアンドアソシエイツ、期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日）

- ・第9保育所（指定管理者：社会福祉法人フォレストファミリー、期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日）

- ・八木崎保育所（指定管理者：株式会社コマーム、期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日）

- ・庄和第1保育所（指定管理者：株式会社コビーアンドアソシエイツ、期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日）

※3 第6保育所及び第8保育所は、送迎の際に利用できる駐車場がありません。

【私立保育園】

保護者の就労などにより、保育を必要とする子どもを預かる民間の保育施設です。

No.	名称	利用定員	所在地及び番号 電話番号	受入年齢※1	保育時間※2	最大保育時間※2
11	春日部保育園※3	59	柏壁1丁目4番45号 048-752-2433	0歳(満6か月)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
12	三愛保育園	110	柏壁東3丁目12番16号 048-761-0133	0歳(満4か月)～5歳	8:00～16:00	7:00～19:00
13	小鳩保育園	137	八丁目497番地 048-752-0271	0歳(満3か月)～5歳	8:00～16:00	7:00～19:00
14	豊春中央保育園	120	道順川戸90番地1 048-754-0226	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
15	やなぎ保育園	70	樋籠620番地3 048-761-2085	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
16	小渕保育園	70	小渕406番地1 048-761-3041	0歳(満4か月)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
17	やはら保育園	118	上大増新田22番地 048-797-7012	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
18	一の割自然保育園	160	一ノ割1138番地1 048-737-5630	0歳(満3か月)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
19	フェアリー・キッズ保育園	70	南中曾根753番地2 048-760-0753	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
20	うらら保育園	40	牛島714番地1 048-754-6969	0歳(満4か月)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
21	大増のぞみ保育園	70	上大増新田214番地1 048-731-4152	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
22	信愛保育園	90	大場1644番地 048-734-9692	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00
23	まなびの森 まんま～る保育園※3	90	中央1丁目49番地 センターヒルズ春日部2階 048-734-6363	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:30～19:30
24	アートチャイルドケア春日部	66	下蛭田243番地4 048-761-0415	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:30～19:30
25	まなびの森 武里まんま～る保育園※3	60	大畑321番地 宮前ビル2階 048-733-0050	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:30～19:30
26	小島保育園	126	米島93番地2 048-746-0401	1歳～5歳	8:30～16:30	7:30～19:30
27	緑の森保育園	46	米島71番地 048-746-7373	0歳(満8週)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
28	あおぞら保育園	49	柏壁東3丁目12番12号 048-812-5574	0歳(満4か月)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
29	森のひろば保育園	40	金崎880番地1 048-746-8700	0歳(満8週)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
30	かすかべ杜の保育園	90	谷原2丁目9番地15 048-812-7181	0歳(満8週)～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00

※1 0歳児クラスは、施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。

※2 最大保育時間が、保育利用可能時間とは限りません。利用者によって、保育利用可能時間（子どもを預けられる時間）が異なります。

また、土曜日の保育利用については各園にご確認ください。

※3 春日部保育園、まなびの森まんま～る保育園、まなびの森武里まんま～る保育園は、送迎の際に利用できる駐車場がありません。

【認定こども園】

認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。施設によっては、保育料以外に別途入園準備費等の徴収がある場合があります。

なお、入園を希望する場合は、見学及び子どもの面接が必要です。

□ 幼稚園利用を希望する場合は、保育課ではなく、直接希望する園に申請してください。

No.	名称	利用定員 ※1	所在地及び 電話番号	受入年齢 ※1・2	送迎 バス ※3	保育時間 ※4	最大保育時間 ※4
						教育時間	預かり保育時間
31	認定こども園ふたば	118	大場902番地1 048-734-3873	0歳(満4か月)～5歳	○ ※6	8:30～16:30	7:00～19:00
		60		3歳～5歳	○ ※5	8:30～14:00	7:00～ 8:30 14:00～19:00
32	認定こども園こども未来 (庄和すずらん幼稚園)	111	米島63番地 048-746-7381	3歳～5歳	○	8:30～16:30	7:00～19:00
		179		3歳～5歳		8:30～14:30	7:00～ 8:30 14:30～19:00
33	認定こども園春日部幼稚園	72	柏壁東3丁目14番24号 048-754-5401	3歳～5歳		8:30～16:30	7:00～19:00
		118		3歳～5歳		9:00～14:00	7:00～ 9:00 14:00～19:00
34	幼保連携型 認定こども園武里幼稚園	97	大枝89番地 武里団地2街区2棟 048-735-5002	0歳(満6か月)～5歳	○ ※6	8:30～16:30	7:30～19:00
		85		3歳～5歳	○ ※5	8:30～14:00	7:30～ 8:30 14:00～19:00
35	認定こども園 とよはる こども学園	110	上蛭田610番地2 048-754-0200	0歳(満6か月)～5歳	※6	8:30～16:30	7:00～19:00
		90		3歳～5歳	○ ※5	8:30～14:00	7:30～ 8:30 14:00～18:30
36	内牧幼稚園	71	栄町3丁目248番地 048-761-6715	0歳(満6か月)～5歳	○ ※6	8:30～16:30	7:30～19:00
		134		3歳～5歳	○ ※5	9:00～14:30	7:30～ 9:00 14:30～18:30
37	桃園幼稚園	30	小渕2060番地2 048-761-6161	3歳～5歳	○	8:30～16:30	7:00～19:00
		128		3歳～5歳		9:00～14:30	7:00～ 9:00 14:30～19:00

※1 「利用定員」「受入年齢」については、それぞれ上段が保育利用、下段が幼稚園利用の数字です。

※2 0歳児クラスは、施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。

※3 送迎バスは、実費負担があります。また、年齢やルートによっては利用できない場合もありますので、各施設にお問い合わせください。

※4 最大保育時間が、保育利用可能時間とは限りません。利用者によって、保育利用可能時間（こどもを預けられる時間）が異なります。

また、土曜日の保育利用については各園にご確認ください。

※5 幼稚園利用の方のみ送迎バスがあります。

※6 保育利用（3歳～5歳）で送迎バスの利用を希望する場合は園にご相談ください。

【地域型保育】

地域型保育は、公立保育所や私立保育園、認定こども園より少人数の環境で、3歳児未満（0歳～2歳）のこどもを保育します。

なお、入所を希望する場合は、見学及びこどもの面接が必要です。

①事業所内保育：従業員のこどもと地域のこどもを、事業所に設置された専用スペースで預かります。

②小規模保育：0歳から3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

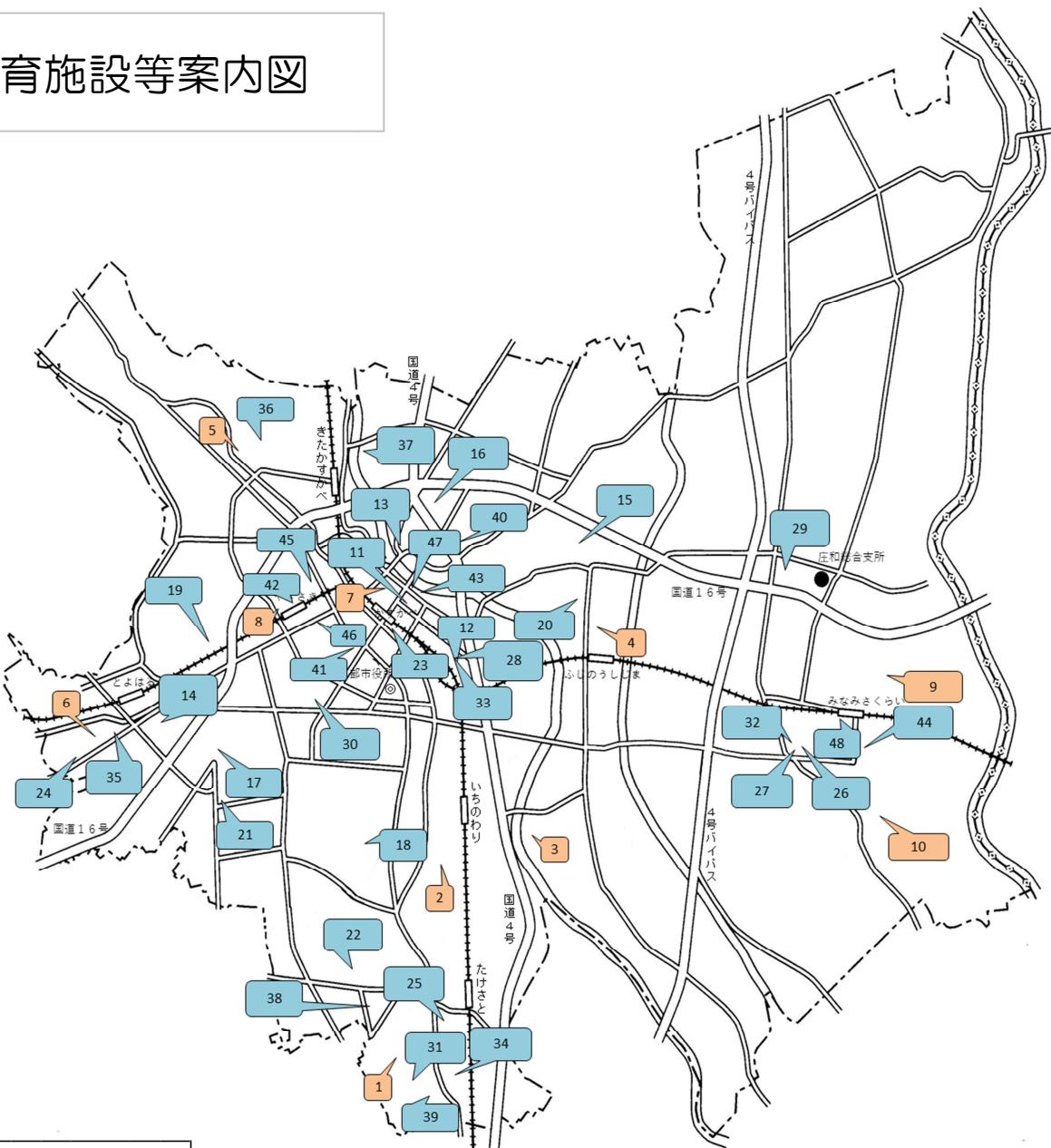
No.	名称 (種別)	利用 定員	所在地及び 電話番号	受入年齢 ※1	保育時間 ※2	最大保育時間 ※2
38	つぶつぶ保育園 (事業所内保育)	12	大場207番地 048-884-8327	1歳～2歳	8:30～16:30	8:00～18:00
39	かめさん保育園 (事業所内保育)	9	大枝104番地53 048-812-8312	1歳～2歳	8:30～16:30	8:00～18:00
40	おうちほいくえん (小規模保育)	13	八丁目1015番地1 048-884-8160	0歳(満8週)～2歳	8:00～16:00	7:30～18:30
41	かすかべそらら保育園 (小規模保育)	19	中央2丁目14番地7 048-752-2556	0歳(満4か月)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
42	はっぴー春日部園 (小規模保育)	19	柏壁6947番地1 プラザ八木崎2階 048-761-0881	0歳(満6か月)～2歳	8:30～16:30	7:30～19:00
43	ぬくもりのおうち保育 春日部園 (小規模保育)	19	柏壁東2丁目1番39号 プレンディ春日部1階 048-884-9144	0歳(満6か月)～2歳	8:30～16:30	7:30～19:30
44	南桜井保育室ポコ・ア・ポコ (小規模保育)	19	米島1156番地21 048-796-8822	0歳(満6か月)～2歳	8:30～16:30	7:30～19:00
45	しおどめ保育園春日部 (小規模保育)	19	浜川戸1丁目12番地13 048-761-5533	0歳(満2か月)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
46	らあむ保育園 (小規模保育)	19	中央2丁目26番21号 048-812-8086	0歳(満8週)～2歳	8:30～16:30	7:00～19:00
47	キッズフィールド春日部園 (小規模保育)	12	柏壁1丁目4番26号 田村ビル2階 048-748-5146	0歳(満8週)～2歳	8:30～16:30	7:30～19:00
48	ぬくもりのおうち保育 南桜井園 (小規模保育)	19	米島1185番地 東武アーバンパークライン 南桜井駅ビル内 048-797-6032	0歳(満6か月)～2歳	8:30～16:30	7:30～19:30

※1 0歳児クラスは、受け入れ可能な月齢が異なります。

※2 最大保育時間が、保育利用可能時間とは限りません。利用者によって、保育利用可能時間（こどもを預けられる時間）が異なります。

また、土曜日の保育利用については各園にご確認ください。

保育施設等案内図



No. 公立保育所・私立保育園

1 武里南保育所	9 庄和第1保育所	17 やはら保育園	25 まなびの森 武里まんまる保育園
2 第4保育所	10 庄和第2保育所	18 一の割自然保育園	26 小島保育園
3 第5保育所	11 春日部保育園	19 フェアリー・キッズ保育園	27 緑の森保育園
4 第6保育所	12 三愛保育園	20 うらら保育園	28 あおぞら保育園
5 第7保育所	13 小鳩保育園	21 大増のぞみ保育園	29 森のひろば保育園
6 第8保育所	14 豊春中央保育園	22 信愛保育園	30 かすかべ杜の保育園
7 第9保育所	15 やなぎ保育園	23 まなびの森 まんまる保育園	
8 八木崎保育所	16 小渕保育園	24 アートチャイルドケア春日部	

No. 認定こども園

31 認定こども園ふたば	33 認定こども園春日部幼稚園	35 認定こども園 とよはるこども学園	37 桃園幼稚園
32 認定こども園こども未来	34 幼保連携型認定こども園武里幼稚園	36 内牧幼稚園	

No. 地域型保育

38 つぶつぶ保育園	41 かすかべそらら保育園	44 南桜井保育室ポコ・ア・ポコ	47 キッズフィールド春日部園
39 かめさん保育園	42 はっぴー春日部園	45 しあどめ保育園春日部	48 ぬくもりのおうち保育 南桜井園
40 おうちほいくえん	43 ぬくもりのおうち保育 春日部園	46 らあむ保育園	

4 幼稚園一覧（令和8年度）

市内にある私立幼稚園の一覧です。（春日部市に公立の幼稚園はありません）

各施設の情報は、今後変動することがあります。また、入園手続きや保育料等が施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

【私立幼稚園】

遊びや体験を通じて小学校以降の生活や学習の基盤を育成する施設です。

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	預 か り 保 育
1	真由美幼稚園 ★	柏壁東2丁目 16番65号	048-754-2484	7:30～8:15 14:00～18:00
2	武里白百合幼稚園	大場213番地	048-735-0058	保育終了後～18:00
3	ひかり第二幼稚園 ★	南3丁目18番22号	048-735-1510	8:00～9:00 保育終了後～19:00
4	一の割幼稚園	藤塚736番地	048-735-6641	7:30～9:00 14:00～19:00
5	藤塚幼稚園	藤塚1160番地	048-735-2521	8:00～10:00 14:00～18:00
6	ルネサンス春竜幼稚園	一ノ割1丁目29番1号	048-736-1240	7:45～8:45 14:30～18:45
7	牛島幼稚園 ★	牛島736番地1	048-754-7811	7:30～8:30 14:00～18:00
8	春日部成就院幼稚園	上大増新田272番地1	048-736-2525	7:45～8:40 14:00～18:30
9	清秀幼稚園	南中曾根757番地1	048-754-8188	7:30～8:30 15:00～18:00
10	花積幼稚園	下蛭田16番地1	048-761-5678	14:30～18:00
11	庄和幼稚園	米島725番地	048-746-0080	14:30～18:00
12	庄和こばと幼稚園	西金野井1839番地	048-746-6511	7:30～8:30 14:00～18:00

★ こども・子育て新制度に移行した幼稚園です

私立幼稚園案内図



No.	施設名		
1	真由美幼稚園	7	牛島幼稚園
2	武里白百合幼稚園	8	春日部成就院幼稚園
3	ひかり第二幼稚園	9	清秀幼稚園
4	一の割幼稚園	10	花積幼稚園
5	藤塚幼稚園	11	庄和幼稚園
6	ルネサンス春竜幼稚園	12	庄和こばと幼稚園

5 記入例

【教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳）（表）】

様式第1号の2（第2条、第14条関係）

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳）

(Nursery school enrollment application form)

消せるボールペンは使用しないでください

春日部市長 あて
春日部市福祉事務所長 あて

令和 ● 年 ● 月 ● 日
(Date YYYY / MM / DD)

住 所 (Address)	344- 8457 春日部市 Kasukabe city	中央七丁目2番地1
保護者氏名 (Name of guardian)	ふりがな かすかべ たろう	春日部 太郎
連絡先 (Phone number)	自宅 (Home) 048 (736) 1139	携帯電話 (Mobile) 父 (Father) 0XX - XXXX - XXXX 母 (Mother) 0XX - XXXX - XXXX

P.23～P.27の各施設一覧を確認し、施設の名称を正しく記入してください。

施設型給付費・保育給付費等に係る教育・保育給付認定並びに保育施設の入所について 次のとおり申し込みます。					
小学校就学前子ども	氏 名 (Name of child) ふりがな かすかべ ふじこ 春日部 藤子	生年月日 (Date of birth) R ● 年 ● 月 ● 日 (YYYY / MM / DD)	性 別 男 (M)	兄弟姉妹同時 兄弟姉妹入所中	第7希望以降有
利用希望保育施設 Names of the nursery schools you would like to apply for	第1希望 (1st choice) ○○○ 保育所	第4希望 (4th choice)			
	第2希望 (2nd choice) ▲▲▲ 保育園	第5希望 (5th choice)			
	第3希望 (3rd choice) 認定こども園 ◆◆◆	第6希望 (6th choice)			
保育を希望する期間 (Period that childcare services are needed)	令和 ● 年 ● 月 ● 日 から (From YYYY / MM / DD To YYYY / MM / DD)	令和 ● 年 ● 月 ● 日 まで (MM / DD) <input type="checkbox"/> 小学校就学前まで			
保育を必要とする理由 (Reason for application)	家庭外で仕事をしており、日中の保育ができないため				

○子どもの家庭の状況 (Information regarding members of the household)

氏 名 (Name)	子どもの 続柄	生年月日 (Date of birth)	職 業 学生は学校 (Occupation / School)	個人番号 本人以外で保育施設等へ通って いる子どもがいる場合は、施設 名を記入してください。 「保育施設利用証明書」の提出 が必要な場合があります。 ●●●
春日部 藤子	父 (Father)	平成 ●. ●●. ●●	会社	●●●
春日部 太郎	母 (Mother)	平成 ●. ●●. ●●	パート	●●●●
春日部 純	兄	令和 ●. ●●. ●●	◇◇認可外施設	●●●●●●●●●●
春日部 桐一郎	祖母	昭和 ●. ●●. ●●	無職	●●●●●●●●●●
障害者手帳の有無 (Disabled certificate)	無 ● 有 ● (No) (Yes)	手帳 級 ※入所申込児童の取得状況について記入してください。		
生活保護等の状況 (Welfare condition)	適用 無 ● 有 ● (No) (Yes)	年 月 日 生活保護開始		

生活保護適用有に○をつけた方は、
愛絆証のコピーを提出してください。

入所申込児童が障がい者手帳の交付を受けて
いる場合、手帳の写しを添付してください。

○税情報等の閲覧に関する署名 (Signatures required to author)

※1 承諾する方が自ら署名してください。

※2 代理人が署名する場合は、本人からの委任状が必要です。

施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定申請に際し、保護者等の市民税額等を春日部市が閲覧します。また、2号・3号認定（保育所入所希望の世帯）をする際に、保育の必要性の認定に係る調査として、就労先等に電話をすることあります。

上記について承諾します。

①氏 名
子どもの保護者（父）
春日部 太郎

②氏 名
子どもの保護者（母）
春日部 純

③氏 名
(同居している祖父)
春日部 花子

④氏 名
(同居している祖母)
春日部 花子

※ 太枠内のみ記入してください。

【教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳）（裏）】

現在の子どもの 保育状況	1 保育施設 ()	2 自宅保育 (保育者氏名 春日部 純)	
	3 個人委託 (委託先)	4 会社託児所 5 その他 ()	
世帯状況	両親 母子・父子（死亡・離婚・失踪・別居 年月日から）・未婚		
保育の提供を必要とする理由	父の状況	就労状況等 家庭外労働・家庭内労働・病気・介護・求職中・その他 ()	
		雇用の形態 (1)常勤 (2)パート	出産予定がある方は予定日・産後の予定を記入してください。 【提出書類】 ・母子手帳の表紙および出産予定日が記載されているページのコピー
		通勤時間及び方法 片道 時間●●分	
	母の状況	就労状況等 家庭外労働・家庭内労働・出勤・休業・介護・求職中・その他 ()	
		雇用の形態 (1)常勤 (2)パート (3)派遣 (4)内職 (5)臨時	
		通勤時間及び方法 片道 時間●●分	徒歩・自転車・バイク・バス・電車・車
		出産（出産予定日） 年月日 予定（育児休業取得 有・無）	
子どもの送迎	父・母 その他 ()	車・バイク・自転車・徒歩・電車（自宅から保育施設までの所要時間●●分）	
父方の祖父母の状況	住所 春日部市中央七丁目2番地1	電話番号 ()	
	祖父氏名	歳 就労・病気・障がい者・介護・死亡・無職・その他 ()	
	祖母氏名 春日部 花子 63歳	就労・病気・障がい者・介護 市外でも必ず入力してください。 ()	
母方の祖父母の状況	住所 〇〇〇市〇〇〇123番地4	電話番号 ()	
	祖父氏名 庄和 二郎 62歳	就労・病気・障がい者・介護・死亡・無職・その他 ()	
	祖母氏名 庄和 春子 61歳	就労・病気・障がい者・介護・死亡・無職・その他 ()	
他の同居している親族状況	氏名	病気や障がい、介護、看護が理由で入所を希望する場合はご記入ください。 その場合は、診断書等の保育の必要性を証明する書類が必要です。	
	氏名		
病気・介護の状況	傷病者氏名	既往歴 内容名 納名	
	療養状況	自宅療養・通院(週 回)・入院(期間 年月日から 年月日)	
	病気・介護状況	(介護者)	
	心身障がい	級 種	

* 次のいずれかにチェックしてください。

兄弟姉妹が在所（園）中、または同時申請する場合

きょうだいで2人以上同時に申請する場合は、必ずチェックしてください。

兄弟姉妹で同一施設を希望（同一施設に同時入所できるまで待機する）

兄弟姉妹で別々でも構わない（同じ時期に入所できるまで待機する）

一人でも入所させたい（入所できない子どもは、入所できた子どもと同時に認可外施設等の有料施設に預ける）

※同一園に入所できるように配慮しておりますが、空き状況によっては、別々の施設ならば入所する場合や、一人のみなら入所できる場合もあるため、希望を伺います。

入所（園）できなかった場合はどのようにするか、必ずチェックしてください。

希望する月（時期）に入所できなかった場合

保育施設は、 入所できるまで待機する

申し込みを取り下げる

子どもは、 認可外施設等に預ける
育児休業延長

希望する場合、返還義務のある「認定証」を交付します。
希望しない場合、返還義務のない「通知書」を交付します。
それぞれにおいて、記載内容に差異はありません。

支給認定証の交付の希望

交付を、 希望する

希望しない

※支給認定証とは、主に企業主導型保育施設を利用する場合、合併や、市外へ転出する場合は本市への返却をお願いして付認定通知書を交付します。

記入が不足している事項などについて記入してください。
①申込書表面の家族の状況で書き切れた世帯員がいる場合
②入所希望保育施設等が第7希望以降ある場合
③転入予定などにより、結果通知等の送付先指定がある場合など

備考

6 病児保育事業について

病児保育事業とは、病気又はその回復期にあるこどもを、医師の許可のもと、必要な環境が整備された保育施設でお預かりする制度です。春日部市内には、4つの事業実施施設があります。

利用するためには、各施設での事前の利用登録が必要です。

手続きの方法等、詳細については各施設あてお問い合わせください。

【春日部市内における病児保育事業の実施施設】

施設名	事業の種類	利用できるこどもの状況
信愛保育園	病児保育（病後児対応型）	病気の回復期
病児保育室 おかだわんぱくの森保育園	病児保育（病児・病後児対応型）	病気にかかっている 又はその回復期
八木崎保育所	病児保育（病児対応型）	病気にかかっている
武の子保育園	病児保育（病児対応型）	病気にかかっている

（1）病児保育（病後児対応型）とは

病気の回復期にあるが、集団生活をするにはまだ早い場合、主治医の許可のもと、病後児対応の保育室のある保育園でお預かりする事業です。

（2）病児保育（病児対応型）とは

病気またはその回復期にあるお子様を、医師の許可のもとお預かりする事業です。医療機関併設型病児保育室で保護者に代わって看護師・保育士がお世話をします。治療を目的としておらず、症状によってはお預かりできないことがあります。

●信愛保育園●

（1）対象児童

- ①春日部市内に居住していること
- ②生後8週から小学6年生
- ③主治医から病児保育事業（病後児対応型）の利用許可を得られること（所定の診断書が必要です）
- ④保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育ができないこと

（2）病児保育（病後児対応型）実施日時

- ①月曜日～金曜日…8時30分～17時30分
- ②土曜日 …8時30分～12時30分

（3）休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、施設が運営しない日

（4）利用定員

1日あたり2人

（5）利用料金（1日あたり）

2,000円（生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯は無料）

※飲食物代は除きます。

（6）お問い合わせ先

信愛保育園

住所：〒344-0021 春日部市大場1644番地

電話：048-734-9692

●病児保育室 おかだわんぱくの森保育園●

(1) 対象児童

- ①年齢：生後4か月～小学6年生
- ②対象疾患：通常の外来で治療可能な病気にかかっているまたはその回復期であり、医師の判断により病児保育室でのお預かりが可能な方。

(2) 病児保育実施日時

月曜日～金曜日…8時30分～17時30分

(3) 休業日

日曜日、祝日

(4) 利用定員

1日あたり12人

(5) 利用料金

3,000円（給食・おやつ代含む。ミルクはご持参ください。食物アレルギーのある方はご相談下さい。）

1時間 500円（給食=500円・おやつ=100円）

※上限3,000円

※オムツ等不足分は別途有料となります。

(6) お問い合わせ先

一時保育・病児保育室 おかだわんぱくの森保育園

住所：〒344-0011 春日部市藤塚2855番地1

電話：048-797-7453 FAX：048-797-7454

ホームページ：<https://www.okada-wanpaku.com>

おかだこどもの森クリニック

住所：〒344-0011 春日部市藤塚1225番地

電話：048-745-7722

ホームページ：<https://www.okada-kodomo.com>

●八木崎保育所●

(1) 対象児童

- ①年齢：市内に在住する児童
- ②出生後6か月～小学校6年生
- ③保護者の勤務等により家庭で保育を行うことが困難な児童であること
- ④当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童であること
- ⑤病児保育事業利用者として、医師から意見書を受けた児童であること

(2) 病児保育(病児対応型)実施日時

月曜日～土曜日…8時30分～16時30分

(3) 休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 利用定員

1日あたり3人

(5) 利用料金

1日2,000円（生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯は無料）

※飲食物代は除きます。

(6) お問い合わせ先

八木崎保育所

住所：〒344-0061 春日部市粕壁5435番地1

電話：048-797-5747

●武の子保育園●

(1) 対象児童

- ①年齢：生後100日から小学6年生までの児童
- ②当面症状の急変は認められない通常の外来で治療可能な病気にかかっているまたはその回復期であり、医師の判断により病児保育室でのお預かりが可能な意見書を受けた乳幼児または児童
- ③保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育ができないこと

(2) 病児保育(病児対応型)実施日時

月曜日～金曜日…9時00分～17時00分

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、
施設が運営しない日

(4) 利用定員

1日あたり6人

(5) 利用料金

1日3,000円（オムツ、ミルク、麦茶代は代金に含む）

※給食・おやつ代は別途かかります。

(6) お問い合わせ先

武の子保育園

住所：〒344-0033 春日部市備後西5-3-4

電話：048-793-4103

ホームページ：<https://www.takenokohoikuen.info>

7 一時預かり事業について

一時預かり事業とは、保護者が家族の看病を行う場合や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合などに、以下の要件すべてを満たすことを条件として、一時的に幼児の保育を行う制度です。

(1) 要件

- ①保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていない、または在籍していない幼児であること。
- ②健康で集団保育が可能な満1歳から小学校または義務教育学校の前期課程の就学前の幼児であること。ただし、離乳食が完了し、固形物（給食）が摂取可能であること。
- ③市内に居住しているか、市内に住所を有する世帯に一時的に居住している幼児であること。

(2) 利用定員

各施設1日あたり2人まで

(3) 利用時間

- ①月曜日～金曜日…8：30～16：30
- ②土曜日…8：30～12：00

(4) 休業日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(5) 利用期間

幼児1人につき1年度内全保育所通算24日まで（連続しての保育は5日まで）

(6) 実施施設

各公立保育所

(7) 費用

1日2,000円（給食（おやつを含む。）の実費としての300円を含む。）
(生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯は無料)

(8) 申し込み方法

- ①利用希望日の1週間前までに希望する保育所へ直接電話にて問い合わせ、利用申込書を提出してください。
- ②お子様の健康状態を確認するため、保育所において事前面談（母子手帳持参）を行います。

※費用は、ご利用当日に利用する保育所にてお支払ください。

※離乳食・食物アレルギー食の提供は行っていません。

※離乳食やミルクの持ち込みは、衛生管理上の観点からお断りしています。



- 発行年月／令和7年10月
- 発行／春日部市
- 編集／春日部市こども未来部保育課
- お問い合わせ先
- ・保育課 保育・給付担当
〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1
TEL. 048-736-1139
 - ・庄和総合支所 福祉・健康保険担当
〒344-0192 春日部市金崎839番地1
TEL. 048-746-9702
- 春日部市公式ホームページ
- <https://www.city.kasukabe.lg.jp/>